

東浦町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月18日

東浦町長 日高輝夫

東浦町規則第18号

東浦町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
東浦町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年東浦町規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第13条第1項及び東浦町行政手続条例（平成9年東浦町条例第1号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に係る法第3章第2節及び第3節並びに条例第3章第2節及び第3節の<u>並びに</u>条例第3章第2節及び第3節の<u>並びに</u>の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(聴聞の通知)</p> <p>第2条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書（様式第1）により行うものとする。</p> <p>2 法第15条第4項又は条例第15条第4項の規定による措置は、様式第2により行うものとする。</p> <p>(聴聞の期日及び場所の変更)</p> <p>第3条 町長が法第15条第1項（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）又は条例第15条第1項（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第13条第1項、<u>愛知県行政手続条例（平成7年愛知県条例第28号。以下「県条例」という。）第13条第1項</u>及び東浦町行政手続条例（平成9年東浦町条例第1号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に係る法第3章第2節及び第3節、<u>県条例第3章第2節及び第3節並びに</u>条例第3章第2節及び第3節の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(聴聞の通知)</p> <p>第2条 法第15条第1項、<u>県条例第15条第1項</u>又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書（様式第1）により行うものとする。</p> <p>2 法第15条第3項、<u>県条例第15条第3項</u>又は条例第15条第3項の規定による<u>揭示</u>は、様式第2により行うものとする。</p> <p>(聴聞の期日及び場所の変更)</p> <p>第3条 町長が法第15条第1項（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）、<u>県条例第15条第1項（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）</u></p>

む。)の通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、町長に対し、聴聞期日(場所)変更申出書(様式第3)により聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 略

3 町長は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、聴聞期日(場所)変更通知書(様式第4)により速やかに、その旨を当事者及び参加人(当該変更をした時までに法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(代理人の選任等の手続)

第4条 法第16条第3項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)又は条例第16条第3項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による証明は、代理人資格証明書(様式第5)を町長に提出することにより行うものとする。

2 法第16条第4項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)又は条例第16条第4項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、代理人資格喪失届(様式第6)を町長に提出することにより行うものとする。

又は条例第15条第1項(同条第3項の規定により通知をした場合を含む。)の通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、町長に対し、聴聞期日(場所)変更申出書(様式第3)により聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 略

3 町長は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、聴聞期日(場所)変更通知書(様式第4)により速やかに、その旨を当事者及び参加人(当該変更をした時までに法第17条第1項、県条例第17条第1項若しくは条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項、県条例第17条第1項若しくは条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(代理人の選任等の手続)

第4条 法第16条第3項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)、県条例第16条第3項(県条例第17条第3項において準用する場合を含む。)又は条例第16条第3項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による証明は、代理人資格証明書(様式第5)を町長に提出することにより行うものとする。

2 法第16条第4項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)、県条例第16条第4項(県条例第17条第3項において準用する場合を含む。)又は条例第16条第4項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、代理人資格喪失届(様式第6)を町長に提出することにより行うものとする。

(関係人の参加の手続)

第5条 法第17条第1項又は条例第17条第1項の許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、聴聞参加許可申請書(様式第7)を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により、関係人の参加を求めるときは、聴聞参加依頼書(様式第8)により当該参加を求める関係人に対し通知するものとする。

3 主宰者は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の許可をしたときは、聴聞参加許可書(様式第9)により速やかに、その旨を当該許可の申請を行った者に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第6条 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めは、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)が文書閲覧請求書(様式第10)を町長に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の資料の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 町長は、法第18条第1項又は条例第18条第1項の閲覧を許可したときは、当該求めのあった場所で直ちに閲覧させる場合を除き、速やかに、文書閲覧許可書(様式第11)により、当事者等に通知しなければならない。この場合において、町長は、聴聞の期日における審理のため

(関係人の参加の手続)

第5条 法第17条第1項、県条例第17条第1項又は条例第17条第1項の許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、聴聞参加許可申請書(様式第7)を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、法第17条第1項、県条例第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により、関係人の参加を求めるときは、聴聞参加依頼書(様式第8)により当該参加を求める関係人に対し通知するものとする。

3 主宰者は、法第17条第1項、県条例第17条第1項又は条例第17条第1項の許可をしたときは、聴聞参加許可書(様式第9)により速やかに、その旨を当該許可の申請を行った者に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第6条 法第18条第1項、県条例第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めは、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)が文書閲覧請求書(様式第10)を町長に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の資料の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 町長は、法第18条第1項、県条例第18条第1項又は条例第18条第1項の閲覧を許可したときは、当該求めのあった場所で直ちに閲覧させる場合を除き、速やかに、文書閲覧許可書(様式第11)により、当事者等に通知しなければならない。この場合において、町長は、聴聞の

の当該当事者等の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

3 町長は、法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒否するときは、文書閲覧拒否通知書（様式第12）により当事者等に通知しなければならない。

4 町長は、法第18条第2項又は条例第18条第2項の閲覧の求めがあった場合において、当該求めのあった審理の期日において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に文書閲覧許可書により通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日時を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の手続）

第7条 法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が法第19条第2項各号又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、町長は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭の許可の手続等）

第8条 法第20条第3項又は条例第20条第3項の許可の申請は、聴聞の期日の4

期日における審理のための当該当事者等の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

3 町長は、法第18条第1項後段、県条例第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒否するときは、文書閲覧拒否通知書（様式第12）により当事者等に通知しなければならない。

4 町長は、法第18条第2項、県条例第18条第2項又は条例第18条第2項の閲覧の求めがあった場合において、当該求めのあった審理の期日において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段、県条例第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に文書閲覧許可書により通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項、県条例第22条第1項又は条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日時を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の手続）

第7条 法第19条第1項、県条例第19条第1項又は条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が法第19条第2項各号、県条例第19条第2項各号又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、町長は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭の許可の手続等）

第8条 法第20条第3項、県条例第20条第3項又は条例第20条第3項の許可の申

日前までに、補佐人出頭許可申請書（様式第13）を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、法第22条第2項本文又は条例第22条第2項本文（法第25条後段又は条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって、既に受けた法第20条第3項又は条例第20条第3項の許可に係る事項につき補佐するものについては、当該聴聞の期日までに口頭で求めれば足りる。

- 2 主宰者は、法第20条第3項又は条例第20条第3項の許可をしたときは、補佐人出頭許可書（様式第14）により速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に通知しなければならない。

3及び4 略

（聴聞の期日における審理の公開）

第10条 町長は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することが相当と認めるときは、聴聞の期日における審理の公開に関する公告（様式第15）により聴聞期日及び場所を公告するものとする。この場合において、当事者及び参加人（当該公告をした時までに法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。）に対し、聴聞審理公開通知書（様式第16）により速やかに、その旨を通知するものとする。

請は、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書（様式第13）を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、法第22条第2項本文、県条例第22条第2項本文又は条例第22条第2項本文（法第25条後段、県条例第25条後段又は条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって、既に受けた法第20条第3項、県条例第20条第3項又は条例第20条第3項の許可に係る事項につき補佐するものについては、当該聴聞の期日までに口頭で求めれば足りる。

- 2 主宰者は、法第20条第3項、県条例第20条第3項又は条例第20条第3項の許可をしたときは、補佐人出頭許可書（様式第14）により速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に通知しなければならない。

3及び4 略

（聴聞の期日における審理の公開）

第10条 町長は、法第20条第6項、県条例第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することが相当と認めるときは、聴聞の期日における審理の公開に関する公告（様式第15）により聴聞期日及び場所を公告するものとする。この場合において、当事者及び参加人（当該公告をした時までに法第17条第1項、県条例第17条第1項若しくは条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項、県条例第17条第1項若しくは条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。）に対し、聴聞審理公開通知書（様式第16）により速やかに、その旨を通知するもの

(陳述書の提出の方法等)

第11条 法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書の提出は、陳述書(様式第17)により行うものとする。

(聴聞の続行又は再開の通知)

第12条 法第22条第2項本文(法第25条において準用する場合を含む。)又は条例第22条第2項本文(条例第25条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、聴聞続行(再開)通知書(様式第18)により行うものとする。

2 法第22条第3項(法第25条において準用する場合を含む。)又は条例第22条第3項(条例第25条において準用する場合を含む。)の規定による措置は、様式第19により行うものとする。

(当事者の不出頭等の場合における陳述書及び証拠書類等の提出の求め)

第13条 法第23条第2項又は条例第23条第2項の規定による陳述書及び証拠書類等の提出の求めについては、陳述書及び証拠書類等提出通知書(様式第20)により行うものとする。

(聴聞調書)

第14条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の調書は、聴聞調書(様式第21)により作成するものとし、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

2 略

とする。

(陳述書の提出の方法等)

第11条 法第21条第1項、県条例第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書の提出は、陳述書(様式第17)により行うものとする。

(聴聞の続行又は再開の通知)

第12条 法第22条第2項本文(法第25条において準用する場合を含む。)、県条例第22条第2項本文(県条例第25条において準用する場合を含む。)又は条例第22条第2項本文(条例第25条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、聴聞続行(再開)通知書(様式第18)により行うものとする。

2 法第22条第3項(法第25条において準用する場合を含む。)、県条例第22条第3項(県条例第25条において準用する場合を含む。)又は条例第22条第3項(条例第25条において準用する場合を含む。)の規定による掲示は、様式第19により行うものとする。

(当事者の不出頭等の場合における陳述書及び証拠書類等の提出の求め)

第13条 法第23条第2項、県条例第23条第2項又は条例第23条第2項の規定による陳述書及び証拠書類等の提出の求めについては、陳述書及び証拠書類等提出通知書(様式第20)により行うものとする。

(聴聞調書)

第14条 法第24条第1項、県条例第24条第1項又は条例第24条第1項の調書は、聴聞調書(様式第21)により作成するものとし、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

2 略

(報告書)

第15条 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書は、聴聞報告書(様式第22)により作成するものとし、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(聴聞調書等の閲覧の手続)

第16条 法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定による閲覧の手続は、聴聞調書等閲覧申請書(様式第23)により、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては町長に提出することにより行うものとする。

- 2 主宰者又は町長は、法第24条第4項、又は条例第24条第4項の閲覧の許可をしたときは、その場で直ちに閲覧させる場合を除き、聴聞調書等閲覧許可書(様式第24)により速やかに、当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

(弁明書の提出の方法)

第17条 法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定による弁明書は、様式第25により行うものとする。

(弁明の機会の付与の通知)

第18条 町長は、弁明の機会を付与しようとするときは、法第30条又は条例第28条の提出期限の1週間前の日までに、弁明の機会の付与通知書(様式第26)により通知しなければならない。

(弁明書の不提出等)

第21条 町長は、法第30条又は条例第28条の提出期限までに法第29条第1項若しくは条例第27条第1項の弁明書が提出

(報告書)

第15条 法第24条第3項、県条例第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書は、聴聞報告書(様式第22)により作成するものとし、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(聴聞調書等の閲覧の手続)

第16条 法第24条第4項、県条例第24条第4項又は条例第24条第4項の規定による閲覧の手続は、聴聞調書等閲覧申請書(様式第23)により、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては町長に提出することにより行うものとする。

- 2 主宰者又は町長は、法第24条第4項、県条例第24条第4項又は条例第24条第4項の閲覧の許可をしたときは、その場で直ちに閲覧させる場合を除き、聴聞調書等閲覧許可書(様式第24)により速やかに、当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

(弁明書の提出の方法)

第17条 法第29条第1項、県条例第27条第1項又は条例第27条第1項の規定による弁明書は、様式第25により行うものとする。

(弁明の機会の付与の通知)

第18条 町長は、弁明の機会を付与しようとするときは、法第30条、県条例第28条又は条例第28条の提出期限の1週間前の日までに、弁明の機会の付与通知書(様式第26)により通知しなければならない。

(弁明書の不提出等)

第21条 町長は、法第30条、県条例第28条又は条例第28条の提出期限までに法第29条第1項、県条例第27条第1項若しくは

されない場合又は法第30条若しくは条例第28条の弁明の日時に当事者又はその代理人が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(準用規定)

第22条 第2条第2項及び第4条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第2条第2項中「法第15条第4項又は条例第15条第4項」とあるのは「法第31条において準用する法第15条第4項又は条例第29条において準用する条例第15条第4項」と、第4条第1項中「法第16条第3項(法第17条第3項において準用する場合を含む。) 又は条例第16条第3項(条例第17条において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第31条において準用する法第16条第3項又は条例第29条において準用する条例第16条第3項」と、同条第2項中「法第16条第4項(法第17条第3項において準用する場合を含む。) 又は条例第16条第4項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第31条において準用する法第16条第4項又は条例第29条において準用する条例第16条第4項」と読み替えるものとする。

は条例第27条第1項の弁明書が提出されない場合又は法第30条、県条例第28条若しくは条例第28条の弁明の日時に当事者又はその代理人が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(準用規定)

第22条 第2条第2項及び第4条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第2条第2項中「法第15条第3項、県条例第15条第3項又は条例第15条第3項」とあるのは「法第31条において準用する法第15条第3項、県条例第29条において準用する県条例第15条第3項又は条例第29条において準用する条例第15条第3項」と、第4条第1項中「法第16条第3項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)、県条例第16条第3項(県条例第17条第3項において準用する場合を含む。) 又は 条例第16条第3項(条例第17条において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第31条において準用する法第16条第3項、県条例第29条第3項において準用する県条例第16条第3項又は条例第29条において準用する条例第16条第3項」と、同条第2項中「法第16条第4項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)、県条例第16条第4項(県条例第17条第3項において準用する場合を含む。) 又は 条例第16条第4項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第31条において準用する法第16条第4項、県条例第29条において準用する県条例第16条第4項又は条例第29条において準用する条例第16条第4項」と読み替えるものとする。

2 第3条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第1項中「聴聞期日」とあるのは「弁明日時」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第2項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第3項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「聴聞期日」とあるのは「弁明日時」と、当事者及び参加人（当該変更をした時までに法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。）とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

2 第3条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第1項中「聴聞期日」とあるのは「弁明日時」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第2項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第3項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「聴聞期日」とあるのは「弁明日時」と、当事者及び参加人（当該変更をした時までに法第17条第1項、県条例第17条第1項若しくは条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項、県条例第17条第1項若しくは条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。）とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

様式第1、様式第2、様式第5、様式第6、様式第8、様式第10、様式第13、様式第16から様式第20まで、様式第22、様式第23、様式第25及び様式第26を次のように改める。

様式第1 (第2条関係)

(表)

第 年	月	号 日
<p>聴 聞 通 知 書</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">東浦町長</p> <p style="text-align: right;">印</p>		
<p>あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る の規定による聴聞を下記のとおり行いますので つき通知します。</p>		
記		
聴 聞 の 件 名		
予 定 さ れ る 不利益処分の内容		
根 拠 と な る 法令等の条項		
不 利 益 処 分 の 原因となる事実		
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から	
聴 聞 の 場 所		
聴聞に関 する事務 を所掌す る組織	名 称	
	所在地	
<p>注1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p>2 あなたは、聴聞が終結するときまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p> <p>3 その他聴聞に際しての留意事項は、裏面のとおりです。</p>		

備考

所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、代理人資格証明書(様式第5)を町長に提出してください。
- 2 代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届(様式第6)を町長に提出してください。
- 3 あなたが聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書(様式第13)を主宰者に提出して許可を受けてください。
- 4 あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、町長に対し、聴聞期日(場所)変更申出書(様式第4)により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。
- 6 あなたが正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

聴聞の 主宰者	職 名 氏 名 連絡先
聴聞の 公開の 有 無	

様式第2（第2条関係）

東浦町公告

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、
の規定により、次のとおり公告します。

聴聞
なお、通知書は、いつでも不利益処分の名宛人となるべき者に交付します。
弁明

年 月 日

東浦町長

聴聞・弁明の件名	
不利益処分の名宛人 となるべき者の氏名	
聴聞の期日・弁明書 の提出期限	
聴聞の場所・弁明書 の提出先	
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称 及び所在地	
口頭により弁明の機 会の付与を行う場合 には、出頭すべき日 時及び場所	

この措置を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞・弁明通知は到達したものとみなされます。

様式第5 (第4条、第22条関係)

代理人資格証明書

年 月 日

東浦町長

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で通知のありました 聴 聞
弁明の機会の付与

については、 の規定により下記の者を代理

代理人として選任し、私のために 聴 聞
弁明の機会の付与 に関する一切の行為をす
ることを委任します。

記

聴聞 弁明 の件名	
住 所	電話
氏 名	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第6 (第4条、第22条関係)

代理人資格喪失届

年 月 日

東浦町長

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で通知のありました

聴 聞
弁明の機会付与

については、下記の者が代理人の資格を失ったので
の規定に基づき届け出ます。

記

聴聞 弁明 の件名	
住 所	
氏 名	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第8 (第5条関係)

(表)

	第 年	月	号 日
聴聞参加依頼書			
様			
主宰者		印	
<p>あなたが利害関係を有する不利益処分に係る聴聞を下記のとおり行いますので、 の規定に基づき参加人として聴聞の手續に参加することを求めます。</p>			
記			
聴聞の件名			
予定される不利益処分の内容			
根拠となる法令等の条項			
不利益処分の原因となる事実			
聴聞の期日			
聴聞の場所			
聴聞に関する事務を所掌する組織	名称		
	所在地		
<p>注1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p>2 あなた(不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人に限る。)は、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p> <p>3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。</p>			

備考

所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、代理人資格証明書(様式第5)を町長に提出してください。
- 2 代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届(様式第6)を町長に提出してください。
- 3 あなたが聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書(様式第13)を主宰者に提出して許可を受けてください。
- 4 あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、町長に対し、聴聞期日(場所)変更申出書(様式第4)により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。
- 6 あなたが正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

聴聞 の公 開の 有無	
----------------------	--

様式第10 (第6条関係)

文 書 閲 覧 請 求 書

年 月 日

東浦町長

住所
氏名

の規定に基づき、下記のとおり資料の閲覧を
求めます。

記

聴聞の件名	
閲覧をしようとする資料の標目	

様式第13 (第8条関係)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者

住所
氏名

の規定に基づき、下記のとおり補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

聴聞の件名	
補佐人の住所 氏名等	住所 氏名 職業
当事者又は参加人との関係	
補佐する事項	

様式第 16(第 10 条関係)

第 年 月 日 号

聴 聞 審 理 公 開 通 知 書

様

東浦町長

印

の規定に基づき、聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるので、東浦町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定に基づき通知します。

記

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

様式第17 (第11条関係)

陳 述 書	
年 月 日	
主宰者	
住所 氏名	
の規定に基づき、下記のとおり提出します。 記	
聴聞の件名	
当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	

備考

所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第 18(第 12 条関係)

	第	年	月	号																								
				日																								
<p>聴聞続行(再開)通知書</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">主宰者 印</p> <p>の規定に基づき、下記のとおり聴聞を 続行 再開するので、 の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">聴聞の件名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">聴聞の期日</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時 分から</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">聴聞の場所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">聴聞に関する事務を所掌する組織</td> <td style="padding: 5px;">名 称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					聴聞の件名					聴聞の期日	年	月	日	時 分から	聴聞の場所					聴聞に関する事務を所掌する組織	名 称				所在地			
聴聞の件名																												
聴聞の期日	年	月	日	時 分から																								
聴聞の場所																												
聴聞に関する事務を所掌する組織	名 称																											
	所在地																											

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第 19(第 12 条関係)

東浦町公告

当事者又は参加人の所在が判明しないので、の規定によ
り、次のとおり公告します。

なお、聴聞続行(再開)通知書は、いつでも当事者又は参加人に交付します。

年 月 日

東浦町長

聴聞の件名	
当事者又は参加人の 氏名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称 及び所在地	

この措置を 始めた日から2週間を経過したとき
始めた日の翌日 に、聴聞続行(再開)通知書は到達し
たものとみなされます。

第 号
年 月 日

陳述書及び証拠書類等提出通知書

様

主宰者

印

あなたに対する下記の聴聞について、あなたは聴聞の期日に出頭せず、かつ、
に規定する聴聞の期日への出頭に代わる陳述書又は証拠書類及び証拠物
(以下「証拠書類等」という。)が提出されておられません。また、あなたの聴聞の期日
への出頭が相当期間引き続き見込めないで、の規定により下記
の期限までに陳述書及び証拠書類等を提出してください。

なお、あなたが下記の期限までに陳述書及び証拠書類等を提出しない場合には、
の規定により、期限が到来したときに聴聞を終結することがありま
す。

記

聴聞の件名	
陳述書及び証拠書類等の提出期限	
陳述書及び証拠書類等の提出先	

第 号
年 月 日

聴 聞 報 告 書

東浦町長

主宰者の職名

氏名

印

下記聴聞を終結したので、

の規定に基づき報告します。

記

聴聞の件名	
不利益処分 の原因とな る事実に対 する当事者 等の意見	
当事者等の 主張に理由 があるかど うかについ ての主宰者 の意見	
主宰者の意 見の理由	

様式第23 (第16条関係)

<p>聴聞調書等閲覧申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>住所</p>	
<p>氏名</p>	
<p>聴聞調書 聴聞報告書</p>	
<p>の規定に基づき、下記聴聞に係る</p>	
<p>の閲覧を求めます。</p>	
<p>記</p>	
<p>聴聞の件名</p>	

備考

- 1 聴聞の終結前には当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後には町長に請求すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第25 (第17条関係)

弁 明 書	
年 月 日	
東浦町長	
住所 氏名	
の規定に基づき、下記のとおり弁明します。	
記	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 内 容	
証拠書類等の標目	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 提出する証拠書類等があるときは、添付すること。

様式第26(第18条関係)

(表)

	第	号														
	年	日														
<p>弁明の機会の付与通知書</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">東浦町長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係るの規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">弁明の件名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定される不利益処分の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>根拠となる法令等の条項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不利益処分の原因となる事実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁明書の提出先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁明書の提出期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>聴聞に際しての留意事項は、裏面のとおりです。</p>			弁明の件名		予定される不利益処分の内容		根拠となる法令等の条項		不利益処分の原因となる事実		弁明書の提出先		弁明書の提出期限	年 月 日まで	備考	
弁明の件名																
予定される不利益処分の内容																
根拠となる法令等の条項																
不利益処分の原因となる事実																
弁明書の提出先																
弁明書の提出期限	年 月 日まで															
備考																

備考

- 1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人資格証明書(様式第5)を町長に提出してください。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届(様式第6)を町長に提出してください。
- 5 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、町長に対し、弁明日時(場所)変更申出書(様式第4)により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなた又はあなたの代理人が弁明の期日時出頭する場合には、この通知書を持参してください。
- 7 弁明書の提出期限までに弁明書を提出しない場合(口頭により弁明の機会の付与を行う場合には、その日時にあなた又はあなたの代理人が出頭しない場合)には、改めて弁明の機会の付与を行いません。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。